

交通拠点の機能強化に関する計画 ガイドラインの改訂について

- 各バスタで事業を推進する中で、実務上の知見等が蓄積されているが、それを体系的にまとめた資料はない。
- 令和3年4月に公表された「交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン」の第2部は実務編となっており、構想段階から運営管理段階に至るまでの実務について記載されている。
- そこで、これまでに蓄積された知見等を踏まえガイドライン実務編の記載を充実させることとしたい。



目 次	
■ 第1部 計画編	
第1章 道路ネットワークにおける交通拠点の意義	
1-1 モビリティの変化と交通拠点(ノード)の役割	1-1
1-2 リンク中心からリンク×ノード×マネジメントへ	1-4
1-3 バスタプロジェクトに関するこれまでの経緯	1-8
1-4 バスタプロジェクトが目指す取組	1-13
第2章 バスタプロジェクトの概要	
2-1 交通拠点とバスタプロジェクト	2-1
2-2 バスタプロジェクトにおける交通拠点の類型	2-7
第3章 交通拠点に求められる機能	
3-1 交通拠点に求められる機能の全体像	3-1
3-2 交通拠点の具体的な機能	3-4
3-3 交通拠点における交通マネジメント	3-28
■ 第2部 実務編	
第4章 交通拠点の機能強化の進め方	
4-1 構想段階	4-2
4-2 計画段階	4-7
4-3 事業化段階	4-38
4-4 管理運営段階	4-42
■ 附属編	
1 技術基準	附属編 1-1
2 参考事例集	附属編 2-1
3 関連法制度	附属編 3-1

■ 改訂内容①フロー図の見直し

- 第2部実務編冒頭に掲載されている「交通拠点の機能強化の進め方」(フロー図)について、これまでに進められているバスタの検討実態をもとに検討段階を見直し。
- 検討手順(着手時期とアウトプット)を明確化するとともに、官民連携(PFI等)の検討手順を併記し、より分かりやすい表現に更新。

現行フロー

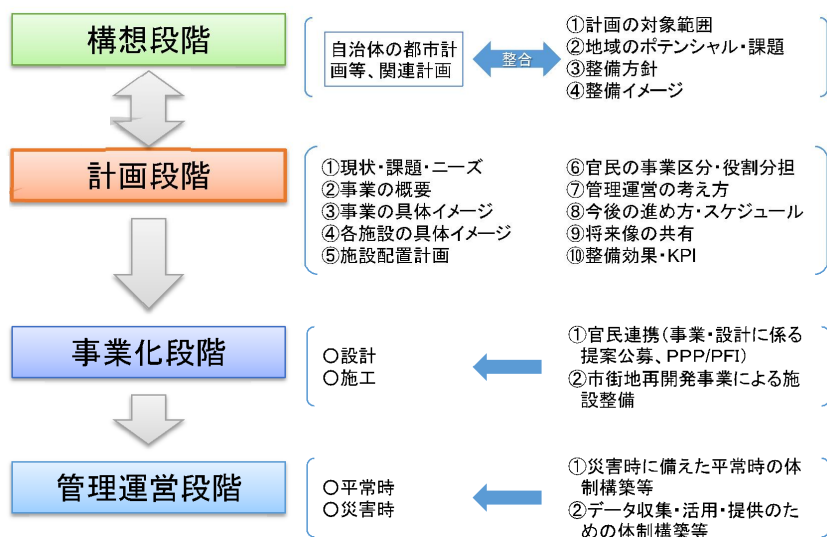
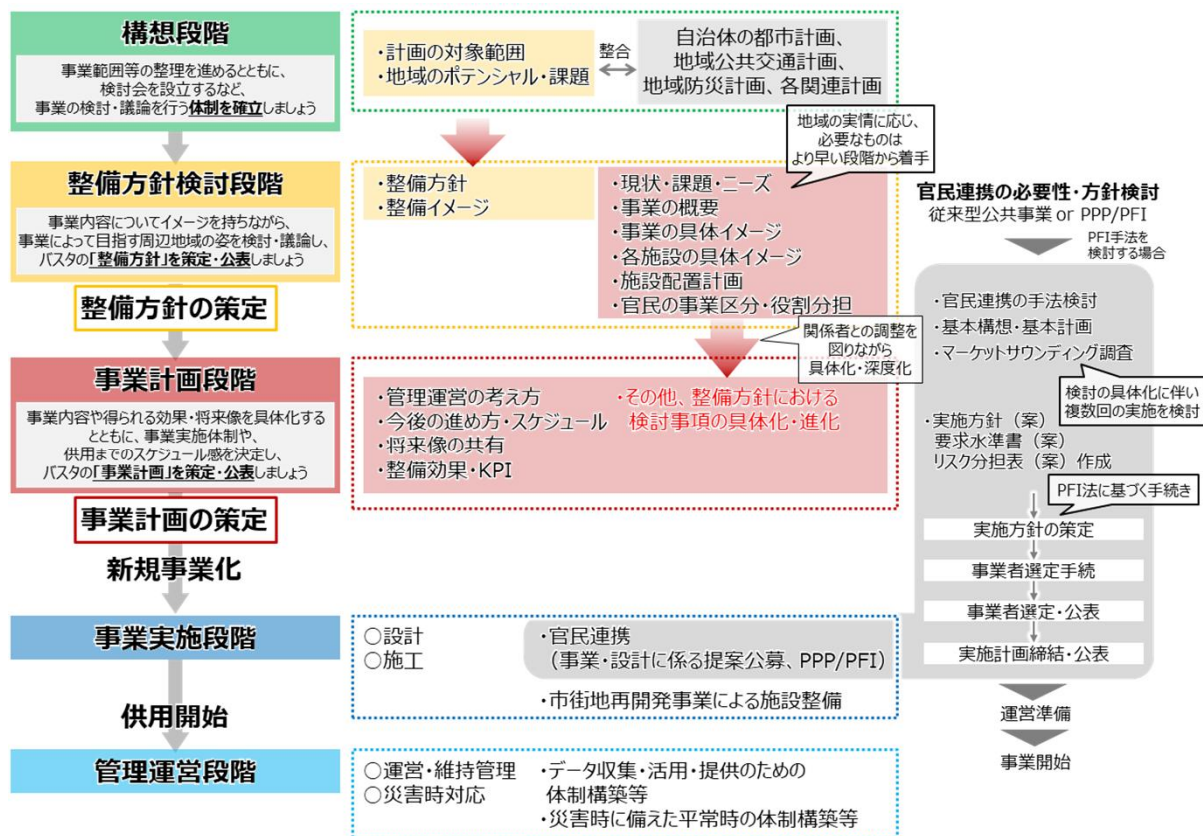


図4-1 交通拠点の機能強化の進め方

拡充(案)フロー



(バスタプロジェクトの標準的な手順)

(PPP/PFI導入検討の手順)

■ 改訂内容②実務における活用のための拡充

- 各バスタで蓄積された実務上の知見等を調査収集し、留意点の記載を拡充するとともに、掲載する事例を更新・追加。
- 特に整備方針検討段階においては、【官民の事業区分・役割分担】など早期の着手が望ましいものを掲載するとともに、マーケットサウンディング調査等の官民の調整に関して事例をもとに拡充。

第2部実務編 拡充(案)骨子

4-1 構想段階

- ・計画の対象範囲
- ・地域のポテンシャル・課題

＜拡充のポイント(案)＞

- ・ 地域公共交通計画、地域防災計画等の関連計画と整合を図り、場合によっては**バスタの位置づけを関連計画に明記すべき旨**を記載。
- ・ 関連計画へのバスタの位置づけについて、位置づけの有無や協議・調整事項、調整タイミング、調整先等の留意点や好事例を掲載。

4-2 整備方針検討段階

- ・整備の方針
- ・整備イメージ
- ・現状・課題・ニーズ
- ・事業の概要（コンセプト）
- ・事業の具体イメージ
- ・各施設の具体イメージ
- ・施設配置計画
- ・官民の事業区分・役割分担

【事業の具体イメージ】

- ・ 交通結節点として**停留を見込む車両（特定車両）および区域を検討するにあたっての考え方やポイント**、協議・調整事項、調整タイミングおよび調整先等の留意点や好事例を掲載。
- ・ **施設配置の形態（平面、建物一部供用、建物一体等）や規模**に応じた留意点や好事例を掲載。

【各施設の具体イメージ】【配置計画】

- ・ バスタ内の路線バスの割り当て等の自治体との協議における工夫として、**早めにレイアウト図の提示をすべき旨**を記載。
- ・ **災害時のバスタの使い方の想定**、関連する協議・調整事項、調整タイミングおよび調整先等の留意点や好事例を掲載。
- ・ **バース数検討時の考え方（災害時やイベント時の必要バース数等を含む）**、待機バースの**考え方**、バス事業者や利用者との協議・調整事項、調整タイミング等に関する留意点や好事例を掲載。

【官民の事業区分・役割分担】

- ・ **官民連携導入可能性調査などの基本的な手順を記載**するとともに、**マーケットサウンディング調査（MS）等を早期から開始し検討熟度に応じて複数回実施すべき旨**を記載。
- ・ **MS等の実施時期、各時期の調査における質問項目等**の留意点を掲載。
- ・ **費用負担**の調整先や調整タイミング等に関する留意点や好事例を掲載。

■ 改訂内容②実務における活用のための拡充

- 各バスタで蓄積された実務上の知見等を調査収集し、留意点の記載を拡充するとともに、掲載する事例を更新・追加。
- 特に整備方針検討段階においては、【官民の事業区分・役割分担】など早期の着手が望ましいものを掲載するとともに、マーケットサウンディング調査等の官民の調整に関して事例をもとに拡充。

第2部実務編 拡充(案)骨子

＜拡充のポイント(案)＞

4-3 事業計画段階

・管理運営の考え方

- ・今後の進め方・スケジュール
- ・将来像の共有
- ・整備効果・KPI

【管理運営の考え方】

- ・ 利便増進施設として見込まれるもの、収益向上のための手段・工夫（ネーミングライツ等）等、留意点や好事例を掲載。
- ・ 周辺路上停留対策や交通規制等の予定、留意事項、その他交通事業者や交通管理者との協議・調整を行った事項、調整タイミング等に関する留意点や好事例を掲載。

4-4 事業実施段階

・官民連携

（事業・設計に係る提案公募、PPP/PFI）

- ・市街地再開発事業による施設整備

【官民連携（事業・設計に係る提案公募、PPP/PFI）】

- ・ 事業計画策定後に実施するMSの質問項目等、留意点を掲載。
- ・ 事業者選定にあたっての実施方針や要求水準書等の必要書類の作成、検討時期や調整先等に関する留意点を掲載。
- ・ 事業費や維持管理費等の費用負担、管理運営体制について最終調整を行う旨を記載するとともに、費用負担の考え方、協議・調整事項、調整タイミング等に関する留意点を掲載。

4-5 管理運営段階

・災害時に備えた平常時の体制構築等

- ・データ収集・活用・提供のための体制構築等

【災害時に備えた平常時の体制構築等】

- ・ 前段階までに整理した災害時のバスタの使い方等を踏まえ、災害時の体制構築を行う旨を記載するとともに、体制構築に向けた調整・協議等の留意点や好事例を掲載。

- バスタの整備・運用にあたり想定されるユースケース毎に、活用できる法律や制度を列挙。
- 該当する法律・制度の内容や主な役割、ポイント等を整理。

ユースケースの例		関連する法律・制度の一例
1	道路を立体利用する (道路用地に建物を建てる、 建物内に道路用地を確保する)	立体道路制度 (道路法、都市計画法、建築基準法)
2	ターミナル内への乗り入れ車両を 限定する	車両の停留許可 (道路法) 車両通行止規制 (道路交通法)
3	広場や施設を防災拠点や避難 場所としての活用	災害対策基本法
4	広場内にベンチなどの休憩施設 や店舗を設置	特定車両停留施設 (道路法) ほこみち制度 (道路法) 都市利便増進協定 (都市再生特別措置法)
5	広場の有効活用 (一般利用)	道路占用許可 (道路法) 地方自治法
6	収益 向上	停留料金の徴収 道路法 屋外広告 屋外広告物法・景観法・道路法 ネーミングライツ 地方自治法・民法 官民連携 PFI法
...	...	...

記載例

ユースケース 1

道路を立体利用する
（道路用地に建物を建てる、または建物内に道路用地を確保する）

【概要】

- 立体道路制度は、道路の区域を立体的に定め、それ以外の空間利用を自由することで、道路の上下空間での建物の建築を可能にし、道路と建築物等との一体的整備を可能にする制度である。具体的には、道路法、都市計画法、建築基準法の3つの法律を一体的に運用する制度である。
- バスタプロジェクトにおいては、再開発ビルの建物内にバスターミナルを整備する場合等に活用が考えられる。

```

graph TD
    A((道路法  
道路の立体的  
区域の決定)) --- B((都市計画法  
地区計画で  
「重複利用区域」  
及び「建築境界」  
を設定))
    A --- C((建築基準法  
重複利用区域等  
が定められている  
場合における、  
道路内建築制限  
の緩和))
    B --- C
  
```

【関連する法律・制度】

法律名	関係条文・内容	主な役割・ポイント
道路法	第47条の17 （立体的区域の決定等） 第47条の18～20 （道路一体建物協定）など	道路の区域を立体的に指定する根拠。道路の上下空間の利用に関する基本的な規定。
都市計画法	第12条の11（立体道路の地区整備計画）	地区計画により「重複利用区域」や「立体的区域」を定める根拠。
建築基準法	第43条（接道義務） 第44条（道路内建築制限）	道路区域内での建築物の建築制限を合理化するための規定。
都市再生特別措置法	第36条の2及び第36条の3 （重複利用区域）など	都市再生特別地区における立体道路制度の適用根拠。
都市再開発法	第109条の2及び第118条の25（施設建築敷地内の道路の特例）など	市街地再開発事業での立体道路制度の活用。

【参考となるガイドライン等】立体道路制度について（国土交通省、平成 31 年 3 月）
<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utlizati on/pdf/3d-road.pdf>